

表1 平成27年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（総括表）

単位：大気 pg-TEQ/m³
 水質 pg-TEQ/L
 底質 pg-TEQ/g
 土壌 pg-TEQ/g

環境媒体	調査の種類 又は地域分類 (水域群)	地点数	検体数	環境基準 超過 地点数	調査結果			環境 基準値
					平均値	最小値	最大値	
大気	全体	660 (706)	1,978 (2,036)	0 (-)	0.021 (0.021)	0.0042 (0.0029)	0.49 (0.49)	0.6
	一般環境	497 (524)	1,492 (1,529)	0 (-)	0.019 (0.019)	0.0049 (0.0029)	0.19 (0.19)	
	発生源周辺	137 (156)	398 (419)	0 (-)	0.028 (0.027)	0.0042 (0.0042)	0.49 (0.49)	
	沿道	26 (26)	88 (88)	0 (-)	0.019 (0.019)	0.0053 (0.0053)	0.050 (0.050)	
公共用 水域 水質	全体	1,491	1,955	23	0.18	0.011	4.9	1
	河川	1,147	1,578	21	0.21	0.011	4.9	
	湖沼	93	104	2	0.15	0.014	1.7	
	海域	251	273	0	0.069	0.015	0.59	
公共用 水域 底質	全体	1,232	1,305	3	7.1	0.059	1,100	150
	河川	942	1,013	3	6.6	0.059	1,100	
	湖沼	86	86	0	8.2	0.21	33	
	海域	204	206	0	9.1	0.066	100	
地下水質		515	518	0	0.042	0.0036	0.88	1
土壌	合計	852	852	0	2.6	0	100	1,000
	一般環境把握調査	599	599	0	1.8	0	100	
	発生源周辺状況把握調査	253	253	0	4.4	0	100	

注1：平均値、最小値及び最大値は、各地点の年間平均値の平均値、最小値及び最大値である。

注2：毒性等量の算出には、WHO-TEF(2006)を用いている。

注3：大気については、環境省の定点調査結果及び大気汚染防止法政令市が独自に実施した調査結果を含む。
 なお、下段()内は全調査地点の数値である。

注4：公共用水域の環境基準超過地点数については、各地点の年間平均値が環境基準値を超過した地点数である。

注5：地下水質については、このほかに汚染井戸周辺地区調査(1地点、1検体)及び継続監視調査(8地点、9検体)が実施された。

注6：土壌については、簡易測定法による8地点8検体のデータは、平均値、濃度範囲の算出の対象外である。
 土壌については、このほかに対象地状況把握調査(1区域1地点、1検体)及び継続モニタリング調査(3区域3地点、3検体)が実施された。

表2 継続調査地点におけるダイオキシン類の濃度（平均値）の推移

単位： 大気 pg-TEQ/m³
 水質 pg-TEQ/L
 底質 pg-TEQ/g

環境媒体	調査地点数		平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
大気 (PCDD及びPCDF)	27	平均値	0.66	0.31	0.24	0.23	0.20	0.14	0.076	0.085	0.059	0.059	0.048	0.040	0.036	0.034	0.031	0.029	0.027	0.023	0.022	
		濃度範囲	0.010 ～1.4	0.010 ～0.71	0.045 ～0.55	0.020 ～0.50	0.038 ～0.96	0.021 ～0.44	0.017 ～0.20	0.021 ～0.25	0.015 ～0.14	0.017 ～0.15	0.016 ～0.15	0.010 ～0.11	0.0082 ～0.083	0.010 ～0.097	0.0059 ～0.069	0.0070 ～0.085	0.0073 ～0.091	0.0087 ～0.044	0.0051 ～0.082	
公共用水域 水質	全体	637	平均値	—	—	—	0.49	0.35	0.32	0.29	0.25	0.26	0.26	0.26	0.25	0.22	0.22	0.23	0.24	0.22	0.21	0.21
			濃度範囲	—	—	—	0.028 ～48	0.017 ～27	0.018 ～2.7	0.020 ～7.0	0.011 ～2.5	0.0070 ～4.1	0.019 ～3.2	0.0097 ～3.0	0.013 ～2.8	0.012 ～3.1	0.010 ～2.1	0.014 ～3.4	0.014 ～2.6	0.013 ～3.2	0.015 ～2.1	0.011 ～4.9
	河川	506	平均値	—	—	—	0.57	0.39	0.36	0.33	0.28	0.30	0.30	0.30	0.28	0.25	0.25	0.26	0.27	0.25	0.23	0.24
	湖沼	24	平均値	—	—	—	0.48	0.33	0.34	0.30	0.29	0.30	0.29	0.24	0.27	0.31	0.23	0.23	0.26	0.28	0.30	0.24
	海域	107	平均値	—	—	—	0.16	0.14	0.10	0.099	0.097	0.085	0.097	0.078	0.075	0.067	0.066	0.060	0.065	0.064	0.071	0.069
公共用水域 底質	全体	407	平均値	—	—	—	18	17	17	15	13	12	12	12	12	11	11	9.8	9.7	9.4	12	
			濃度範囲	—	—	—	0.0025 ～510	0.084 ～430	0.084 ～370	0.071 ～410	0.061 ～570	0.053 ～510	0.10 ～300	0.067 ～290	0.067 ～500	0.060 ～390	0.080 ～320	0.084 ～270	0.063 ～200	0.062 ～200	0.068 ～210	0.075 ～1,100
	河川	325	平均値	—	—	—	19	17	16	14	13	11	10	11	12	11	11	10	9.0	9.2	8.7	12
	湖沼	19	平均値	—	—	—	12	13	13	13	11	11	12	11	11	12	11	12	12	11	9.4	10
	海域	63	平均値	—	—	—	17	19	22	18	18	17	18	17	14	14	13	13	13	12	13	14

大気について

(注1) PCDD及びPCDFの値であり、コプラナーPCBは含まない。

(注2) 平成9年～11年度は大気汚染防止法に基づく地方公共団体が実施した大気環境モニタリング調査結果(旧環境庁の調査結果を含む。)である。

(注3) 年間平均値を環境基準により評価することとしている地点に限る。

(注4) 毒性等量の算出には、平成10年度以前は、I-TEF(1988)、平成11年度から平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。

(注5) 原則として、平成10年度以前は、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。平成11年度以後は、各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出している。

公共用水域について

(注1) 法に基づく常時監視が開始された平成12年度からの継続調査地点に限る。

(注2) 地方公共団体の継続調査地点のデータを取りまとめたものである。

(注3) 毒性等量の算出には、平成19年度まではWHO-TEF(1998)、平成20年度以後はWHO-TEF(2006)を用いている。

(注4) 各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままその値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出している。